



那 都 都 第 138 号  
令和 5 年 7 月 24 日

一般社団法人 沖縄県建築士事務所協会  
会長 武岡 光明 様

那覇市長 知念 寛



那覇市都市景観助成金について（周知依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市では、歴史的・伝統的な都市景観形成の推進を目的に、都市景観形成地域に指定している地区（首里金城、龍潭通り沿線、壺屋）内において、景観形成に寄与する赤瓦や琉球石灰岩などの素材を活用した工事等にその経費を補助する事業を実施しております。

つきましては、関係者様に対し、本補助事業について周知していただきますよう、ご協力お願いいたします。

※ 在来瓦・S瓦・断熱瓦葺きの漆喰塗替えも対象となりますので、当該工事を検討している方がいらっしゃいましたら、本事業の活用についてご推奨願います。

記

- 1 対象地区 首里金城地区、龍潭通り沿線地区、壺屋地区（別紙参照）
- 2 対象工事

赤瓦屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の沖縄県産赤瓦在来瓦葺き、S瓦葺き、断熱瓦葺き（原則として漆喰押え）の屋根工事及び、漆喰塗替えや瓦葺替えなどの大規模な修繕工事。</li> <li>・屋根瓦面積は原則として、屋根面の水平投影面積の2/3以上とする。</li> <li>・赤瓦屋根の勾配は概ね4～5寸を標準とする。</li> </ul>
石積み 石張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琉球石灰岩による外壁、外構等の仕上げや石積み、石塀、石垣等の石工事及び石積み修復などの大規模な修繕工事。</li> <li>・原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。</li> </ul>
木材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材等の自然素材や再生木による外壁等の修景工事。</li> <li>・原則として道路等から目視されるなど景観に寄与する部分に限る。</li> </ul>

- 3 上 限 額 対象工事費の2/3以内かつ1件につき100万円

※詳細につきましては、都市計画課のホームページをご覧ください。



<https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/tosi/dezain/keikangousei.html>

お問い合わせ先：

那覇市 都市計画課 都市デザイン室

担当：金城、宮城

電話：098-951-3246

5.7.25

